

当金庫の預金商品の概要【教育資金一括贈与専用口座】

1. 商品名	普通預金（教育資金一括贈与専用口座） ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
2. 販売対象	・直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人。 ※開設可能な専用口座は、お一人様につき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。
3. 期 間	(1) 贈与税が非課税となる預金の期間 平成25年7月1日～令和8年3月31日 (新規口座開設の取扱いは、令和5年9月29日まで) (2) 契約期間 預金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
4. 預入（受入） (1) 預入（受入）方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ※贈与契約後2ヶ月以内に直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当金庫に提出いただきます。 ・1円以上1,500万円以内 ・1円単位
5. 払戻（払）方法	・原則として預金者の教育資金の支払いに充てる場合に限り払戻しできます。 ※専用口座から払戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払戻しや教育資金以外の払戻し等については非課税措置の適用を受けることが出来ません。（1回の支払金額が1万円以下で、かつ、1年当たりの支払金額の合計が24万円以下の場合には、領収書に代えて、支払額、支払年月日、支払先の氏名または名称、住所または所在地、支払の内容、その他参考となるべき事項を受贈者が記載した書類を提出することで足りります。）
6. 利 息 (1) 適用金利 (利率表示の場所) (2) 利払方法（繰） (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回（2月・8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息を計算します。
7. 税 金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・払戻し1回につき金庫所定の事務手数料を預金者に別途ご負担いただきます。
9. 中途解約の取扱い	・原則として中途解約はできません。※預金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
10. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。